

# イタリア職業教育・訓練の改革動向と課題

中 鳴 佐恵子

## はじめに

EUにおいて若者の雇用保障と雇用可能性を高めるための教育・訓練は依然として重要課題となっている。2010年に合意された「ヨーロッパ2020」戦略は、雇用の創出と「賢く持続可能で包摂的な」成長を提唱した。これに呼応するブルージュ・コミュニケは参加国に雇用可能性を高め、労働の質や自尊心を育み、人生の可能性をきりひらく職業教育・訓練を提供するよう求めている<sup>1)</sup>。

イタリアにおいても若者の雇用保障は喫緊の課題であり、職業教育・訓練は重点課題となっている。2014年7月の失業率をみると、イタリア全体で12.6%、うち15才から24才までの若者の失業率は42.9%となっている<sup>2)</sup>。

また2013年における24才までの失業率は、EU加盟国28カ国の平均が23.5%であるのに対し、イタリアは40%である。28カ国のうちイタリアより失業率が高い国はギリシャ、スペイン、クロアチアの3カ国のみである。25才から74才ではEU加盟国28カ国の平均9.5%に対しイタリアは10.3%と差は少くなり、イタリアより失業率が高い国は10カ国ある。<sup>3)</sup>

こうしてみるとイタリアでは若者の失業率がとくに高いところに特徴があるのがわかる。若者の雇用についてEUのなかでもとりわけ深刻な問題を抱えている国といえる。

さらに18才までに教育・訓練から離れてしまう若者の率もEUの中では比較的高い。18才から24才の若者のうち教育・訓練から離れていると見なされる者の割合は、2013年にはEU加盟国28カ国の平均が12%であるのに対しイタリアは17%である。2009年の19.2%から改善されつつあるものの<sup>4)</sup>、EUが2020年までに目標とする10%<sup>5)</sup>にはほど遠い。

イタリアは先進国でありながらこうしたEU内の遅れを克服するために摸索と努力を続けている。その点においても職業教育・訓練改革は重要な位置を占めているといえる。本稿はその具体的な動きに注目したい。

若者の雇用については日本においても非正規労働の増大のなかでイタリアと共通の問題を抱えている。またイタリアにおける後期中等教育段階における職

業教育・訓練は、かつては日本と同様に高校における職業教育を専らとする学校ベース型であったが、近年の改革により現場実習、見習いの比重が増している。こうしたことからもイタリアの動向は日本の職業教育・訓練の今後を考える上で示唆をもたらすのではないかと考えられる。

本稿は、イタリアの職業教育・訓練制度の、とくに職業高校<sup>6)</sup>と職業教育・訓練 (istruzione e formazione professionale) プログラム (以下 IFP と略称する)、それらの後に接続する職業教育・訓練機関の改革動向<sup>7)</sup>に注目し、日本の生涯（統合）学習の今後を考える視点からその意味と課題を提示することを目的としている。

## 1. 義務教育年限延長と IFP

### (1) 義務教育年限の延長

2007年度より義務教育年限が8年から10年へと延長された。この10年の義務教育は高校卒業資格の取得、あるいは18才までの職業資格取得を可能にすることが目的とされる<sup>8)</sup>。これにより義務教育期間に相当する年齢は6才から16才までとなる<sup>9)</sup>。

この16才までの義務は以下に述べる18才までの教育・訓練の権利・義務の枠組みのなかに位置づけられる。

1999年5月17日の法律第144号により、18才までの訓練の義務が定められた(第68条第1項)。これは高校卒業資格、職業資格のいずれかを取得することを意図している(第2項)。その義務の遂行は、教育・訓練の統合されたコースでも可能であり、学校教育、州の権限下にある職業訓練、見習いのいずれかでおこなわれる(第1項)。また学校教育、州の職業訓練、見習いにおいて認められた能力はそれぞれを行き来するための履修単位となる(第2項)。

さらに2003年3月28日の法律第53号により、18才までの権利・義務が定められた。第2条は、すべての者に最低12年間の教育と訓練への権利を保障し、18才までに職業資格の取得を保障することを定める。この権利は教育制度と職業教育・訓練制度の中で実現される。また教育と訓練は義務でもあり、憲法第34条に規定される学校教育の義務と、1999年法律第144号により導入されその後の修正をへた訓練の義務は「教育・訓練への権利」と「相関的な義務」という用語で再定義される。(第2条第1項のC)

同時に学校・労働乗り入れ制度が導入された。15才から18才の者を対象に学校と労働現場を行き来して後期中等教育を履行する制度である。(第4条第1

項)

2003年の法律第53号を受けた2005年4月15日の委任立法第76号は、「教育・訓練への権利と相関的義務」を再定義し（第1条第2項）、高校と実験 IFP<sup>10)</sup>における最初の2年間を（第6条第1項）、国立高校においては18才までを、それぞれ無償とするよう定めている（第1条第5項）。

同じく2003年の法律第53号を受けた2005年10月17日の委任立法第226号は、教育・訓練制度の後期中等教育段階は高校と IFP からなることを定めた。こうして後期中等教育において教育・訓練への権利・義務が一元的に実現する。（第1条第1項）高校と IFP は同等とされ（第5項）、高校と IFP の進路変更による行き来も可能となる（第7項）。

こうした経緯を経て、延長された10年の義務教育は18才までの権利・義務に含まれることとなった<sup>11)</sup>。

そして2008年8月6日の法律第133号により、10年の義務教育は IFP によっても遂行することが可能となり、IFP の本格実施までは実験 IFP によっても遂行されることとなった。（第64条第4項の2）

さらに15才以上の者は職業資格のための見習い契約による見習いを義務教育に含むことが可能となり<sup>12)</sup>、18才までの教育・訓練の権利・義務、その一環である IFP にも含まれる。

このようにして、延長された10年の義務教育は18才までの権利・義務の枠組みの中に位置づけられ、具体的には中学校卒業後、16才まで（通常で2年間）高校に通うか IFP に参加することで遂行することになる。そのうち15才以上は見習いをあてられる。さらに18才まで高校あるいは3年か4年の IFP（見習いを含む）をとおして、高校卒業資格をめざすか少なくとも3年で取得できる職業資格を18才までに取得することが求められる。

以上みたような18才までの教育・訓練の権利・義務と16才までの義務教育年限の延長は、義務教育年限をEU水準まで高め、かつ職業教育・訓練機会を拡大するための努力であると同時に、後期中等教育に職業訓練や見習い労働を含み込むことによりドロップアウトによる義務教育未修了者をおさえ義務教育修了率を上げるというねらいもある。また18才までの権利・義務は、18才まで二子を生まず、かつ18才までの就労を止めることによりそれ以降の者に雇用の余地を残すという意味もある。

さらにこの改革はEUにより要請される財政赤字解消のために教育予算を削減する政策を汲んでもいる。2008年の法律第133号は緊縮財政の具体化を目的としており、これにより義務教育に IFP が含まれることになった。IFP につい

ては州の財源が当てられるため、国家予算の負担を減じることにもなる<sup>13)</sup>。

## (2) 高校改革

先にみた18才までの権利・義務と10年までの義務教育延長に直接かかわる高校については、2010年度より抜本的改革が実施されている。

その内容として、まず高校すべての同等化があげられる。以前の5つの系統の高校（リチェオ、技術高校、職業高校、美術高校、師範高校）をリチェオ、技術高校、職業高校の3系統に転換し、それらすべてを5年制とし同等化した。これ以前の職業高校は3年制ないし4年制のコースに大学へのアクセスを可能にするため5年めまでのコースを付けることが一般的であった。この改革によりすべて5年制となった。いずれの高校を卒業してもどの大学のどの学部へもアクセスが可能であり、同等に位置づけられるようになった。

再編によりリチェオは、美術リチェオ、古典リチェオ、言語リチェオ、音楽・舞踊リチェオ、科学リチェオ、人文科学リチェオの6種類となり、美術リチェオはさらに6種のコースに分かれる。

技術高校は経済分野（経営・財務・マーケティング、ツーリズム）とテクノロジー分野（機械工学・機械-電子工学・エネルギー、交通・物流、電子工学・電子技術、情報・電信電話、印刷・グラフィックアート、化学・物質・バイオテクノロジー、ファッショング、農業・農産物加工・農業土壤学、建設・環境・地域）の2分野11専攻となった。以前の39専攻<sup>14)</sup>から大幅にスリム化した。

職業高校はサービス分野（農業サービスと農村開発、社会衛生サービス、飲食・ホテルサービス、商業サービス）と産業・手工業分野（工業・手工業による製造、メンテナンス・技術支援）の2分野6専攻となった。これも以前の28専攻<sup>15)</sup>からのスリム化である。

職業高校については2011年度以降、教育課程にIFPが組み入れられるようになった<sup>16)</sup>。このため1、2年生で25%、3年生で35%までの授業時間をIFPに活用できる。それ以外にも地域の要請や労働界からの訓練の必要に応じて3、4年生で35%、5年生で40%までの授業時間を専門性と結びつけて変則的に利用できるなどの裁量が認められる。技術高校にも後者のような裁量は認められているがその幅はより狭い<sup>17)</sup>。

これに先立ち2006年度より、高校に学校・労働乗り入れ制度が導入されているのでみておこう。参加者は年々増加し、2011年度に急増した<sup>18)</sup>。2012年度は227,886人が参加し、それは高校生全体の8.7%にあたる。その内訳は職業高校が65.5%、技術高校が24.3%、リチェオとその他が10.3%となる。また職業高

## イタリア職業教育・訓練の改革動向と課題

校においては28.3%が、技術高校において6.3%、リチェオとその他で3%の学生が参加していることになる。<sup>19)</sup> 1年コースから4年コースまであり、それらの1年あたりの平均時間は100時間前後である<sup>20)</sup>。

後期中等教育の全体の登録状況をみると、2014年度は95.2%が高校に登録している。これには職業高校の5年制教育課程におけるIFPの登録者4.4%が含まれる。残る4.8%はIFPのみの登録者でその内訳は0.9%が職業高校で履修、3.9%は州に認定された職業訓練機関で履修する。<sup>21)</sup>

高校種別の登録状況をみると2014年度（括弧内は2013年度）においてリチェオ49.8%（48.9%）、技術高校30.8%（31.2%）、職業高校19.4%（19.9%）であった。職業高校の数値には職業高校でIFPのみを履修する者1.0%（1.4%）が含まれている。また州に認定された職業訓練センターでIFPに参加する者はこの統計には含まれていない。<sup>22)</sup> リチェオが最も多く、技術高校、職業高校と続く。

公教育・大学・研究省は、改革された技術高校、職業高校を紹介するパンフレットを作成し<sup>23)</sup>、技術高校、職業高校の卒業が就職に有利であることをアピールしている。それによれば2009年、2010年において企業が求める技術高校、職業高校の卒業資格取得者の人数は、実際の取得者を11万人上回っており<sup>24)</sup>、各分野にそれぞれの数値で示される雇用の余地があるという<sup>25)</sup>。さらに高校の中でもとくに職業高校、次に技術高校がリチェオに比べて高卒後の就職率、月収が高く、安定雇用の割合も高いとしている<sup>26)</sup>。

しかし実際には職業高校卒業生でも就職状況はけっしてよいとはいえない。例えばミラノにある国立フェラーリス・パチノッティ職業高校における卒業生の動向調査によると、2008年度卒業生から2010年度卒業生までの110人のうち回答を得られたもの73人の進路状況は、就職が31人、失業中が31人、大学進学が11人となっている。就職した者のうち高校で専攻していた分野の職業についている者は13人である。<sup>27)</sup> 同じくミラノにある国立ルイージ・ガルバーニ技術高校においても就職は非常に困難とされている<sup>28)</sup>。

入学後の留年の状況をみると、留年率はリチェオより技術高校、さらに職業高校でより高いと推定される。例えば2006年度において高校1年生のうち1年遅れている者（中学校卒業までに遅れている可能性もある）は、リチェオ（改革前の5系統の高校のうちのリチェオ）で5.5%、技術高校で16.2%、職業高校で25.9%となっている。2年以上遅れている者も加えると、リチェオで6.6%、技術高校で25.4%、職業高校では44.1%となっている。<sup>29)</sup>

さらにドロップアウトについては、先のルイージ・ガルバーニ技術高校では1、2年生のうちに約半分ほどが中退するという<sup>30)</sup>。ドロップアウトの状況を

みるため、次のデータを上げよう。2009年度の国立高校1年生の在籍者数に対する翌年度の2年生の在籍者数は、古典リチェオ93.4%、科学リチェオ92.8%に対し、技術高校86.6%、職業高校84.3%となっている。4年後すなわち2013年度の5年生の在籍者数では古典リチェオ81.6%、科学リチェオ78.7%に対し、技術高校71.9%、職業高校61.9%である。ただし留年した者が含まれているので2009年度入学者が進級した割合ではない<sup>31)</sup>。

同様に2006年度の1年生の在籍者数を基準にして2年生と5年生の各在籍者数の比率をみると、古典リチェオで92.1%、80.2%、科学リチェオで92.4%、77.2%、技術高校で85.5%、68.5%、職業高校で81.2%、55.6%となり<sup>32)</sup>、同じくリチェオより技術高校、さらに職業高校の順に在籍者数の減少率が大きくなる。これと先にみた2006年度1年生における年齢分布の状況とあわせて考えると、ドロップアウトの率もリチェオに比べて技術高校、さらに職業高校でより高いといえよう。

留年やドロップアウトが多い原因には、入学時点での学力あるいは勉学意欲の低さの他に、高校の分野・専攻の選択が適性にあうものでなかったというミスマッチもある。それに対応するためにオープンスクールを催して高校での学習内容や卒業後の進路について説明をおこなう高校もめずらしくない。14才での進路選択の困難さがうかがえる。

とはいえ職業高校でのドロップアウト率が相対的に多いことを鑑みれば、先にみた16才の義務及び18才までの義務にIFPと見習いを導入するといった措置は、労働の場における実践的な学びという教育的な意味を持つとともに、勉学からの逃避を抑制するドロップアウト対策としても期待されていたことが理解できる。

### (3) IFP

2010年度からの高校改革と同時にIFPが本格実施となった。さらに先に述べたように2011年度から職業高校に組み込まれることになった。これによりIFPは職業高校5年制課程に組み込まれる統合的IFP、職業高校で実施されるが高校の5年制課程に含まれない補完的IFP、<sup>33)</sup>州に認定された職業訓練センターにおけるIFPの3種となる。

IFPは3年の職業資格コース、4年の職業資格コースからなる<sup>34)</sup>。3年コースは22種、4年コースは21種ある<sup>35)</sup>。ドロップアウトを防ぐため高校とIFPのいずれからももう一方へ進路変更でき<sup>36)</sup>、高校とIFPの単位互換が可能である<sup>37)</sup>。さらに5年めの1年コースを設け、国家試験により高校卒業資格を取得

## イタリア職業教育・訓練の改革動向と課題

すれば大学その他の高等教育・訓練機関にアクセス可能となる<sup>38)</sup>。

このようにして IFP は義務教育、18才までの義務を満たし、それにより取得できる職業資格は高校で取得できる職業資格と同等となった。その資格は州だけではなく全国および EU 圏でも通用するものと位置づけられる。3 年コースで取得可能な職業資格は欧州資格枠組み EQF のレベル 2、4 年コースの職業資格はレベル 3 に相当するとされる<sup>39)</sup>。

IFP の実施状況を公教育・大学・研究省の報告用スライド<sup>40)</sup>より概観すると、2011年度の IFP 第 1 学年の在籍状況は、在籍者118,921人、開設コースは5,284コースであった。在籍者のうち統合的 IFP の履修者は67,421人、補完的 IFP の履修者は5,917人、州に認定されている職業訓練センターで履修しているものは45,583人であった（スライド 2）。

2003年度からの在籍者の推移を見ると、コース数、学生数とも増え続けており、2011年度に職業高校での在籍者が急増している（スライド 4）。ここでも指摘されるように統合的 IFP の導入によると考えられる（スライド 5）。

2011年度在籍者の 3 年職業資格コース21種の登録の内訳を見ると、職業高校によるものでは一番多いのは調理師・給仕・バリスタ等が32%（スライド 8）で37,905人（スライド 9）となっている。2 位の受付・案内・観光等の11,357人（スライド 9）を大幅に引き離している。3 位に事務職員・経理担当等の10,175人、4 位に機械工が10,017人（スライド 9）と続きほぼ並ぶ。3 位までがサービス業で全体116,477人の51.0%を占める。

それに対し職業訓練センターによるものでは、理容師・美容師・エステティシャン等が一番多く25%（スライド 10）を占め30,054人（スライド 11）であった。2 位は飲食サービスが19,151人、3 位は電気工が12,178人、4 位機械工が10,755人と続く（スライド 11）。これらの動向には履修者の需要が反映しているのみならず、各種職業高校の IFP 開設状況が関係していることもみておく必要がある。

2008年度 1 年生の2010年度つまり 3 年めまでの動向をみると、IFP 全体では 1 年めの在籍者63,478人が 2 年め59,646人、3 年めに42,218人（1 年め在籍者数の66.5%）（スライド 23）となる。職業高校による IFP と職業訓練センターによる IFP との別でみると、職業高校では2008年26,026人が2010年に7,645人、職業訓練センターでは37,452人が34,573人となり（スライド 23）、職業高校による IFP の方がドロップアウト率が高い。

さらにその2010年度の 3 年生のうち職業資格を取得するものは IFP 全体で 36,938人（87.5%）である（スライド 24）。職業高校では6,476人、職業訓練セ

ンターでは30,462人で（スライド25）、割合はそれぞれ84.7%、88%（スライド24）である。

つまり2008年度入学者全体のうち3年間で職業資格を取得できるものは58.2%である。職業高校では24.9%、職業訓練センターでは81.3%となる。職業高校における教育・訓練の統合のあり方について検証すべき問題があることが示唆される。2011年度より実施の統合的IFPの結果とあわせて今後の検討が待たれる。

## 2. 後期中等教育後に接続する職業教育・訓練機関

次に、先にみた18才までの権利・義務ないしは高校卒業後に接続する職業・訓練機関である高等技術教育・訓練機関（istruzione e formazione tecnica superiore, 以下 IFTS と略称する）と高等技術専門機関（istituto tecnico superiore, 以下 ITS と略称する）をとり上げる。

これらの動向は先にみた改革と連動しており、上へと接続する教育・訓練の保障という視点からあわせて考察する必要があると考えるからである。

### （1）IFTS の再編

IFTS は1999年の法律144号により、高等レベルの統合的職業能力形成の制度（sistema di formazione integrata superiore）の一環として創設された（第69条第1項）。企画は州が高校、大学・研究機関、職業訓練機関、企業と連携しておこない（2項）、修了証明書は全国で通用する（3項）。国、州などの財源があてられる（4項）。18才以上を対象とし、無償である。

期間は当初、2-4セメスターで1,200-2,400時間とされ<sup>41)</sup>、2013年度より2セメスターで800-1,000時間となった<sup>42)</sup>。全体の30%以上は現場実習とし、外国でおこなってもよい<sup>43)</sup>。講師の50%以上は5年以上の経験を持つ労働界の者からなる<sup>44)</sup>。取得単位は大学でも通用し<sup>45)</sup>、IFTS により取得できる職業資格はEQF のレベル4に相当する<sup>46)</sup>。

このように IFP の実験が始まる前から国と州の連携、教育と訓練の統合、実践に重点をおいたプログラムは始まっていた。またそれは18才までの義務と同時にその上に接続するものとして構想されたものである。

IFTS の修了者の動向をみよう。2009年から2013年における修了者からの取り出し調査<sup>47)</sup>によると、249コースの修了者5,960人のうち、調査をした2013年9月から12月の時点で就職している者57.3%、職についておらず新しい職を

## イタリア職業教育・訓練の改革動向と課題

探している者25.5%、職についておらずコース登録前と同じ職を探しているもの5.6%、大学在学中11.6%であった<sup>48)</sup>。

就職している者57.3%の内訳を見ると、修了者5,960人のうちコース登録時には就職していなかった者38.2%、コース登録時に就職していた者で修了後に転職した者7.4%、コース登録時と同じ職場にいるもの11.7%となる。学業・訓練・現場実習中の者は15.8%で、就職している57.3%とあわせて、73.1%はニートを免れている。<sup>49)</sup>

現場実習は78.8%が参加しており、それらの動向をみると修了者5,960人のうち26.0%が受け入れ先の企業から採用の申し出を受けている。受け入れた者は(全体を母数として) 21.3%、調査時に受け入れ先に就職している者は11.9%となっている。<sup>50)</sup> 就職率は高いとはいえなくとも現場実習が就職への橋渡しとして機能していることは注目される。

IFTS は高校、職業訓練センター、大学、企業との連携を創出し、それにより教育から労働への水路を開いたといえよう。

### (2) ITS の創設

2007年4月2日の法律第40号により、技術高校、職業高校、職業訓練機関、IFTS 制度の中で機能する諸機関による総合的技術・職業－教育・訓練機構(poli tecnico professionale) の構築が提唱され、それは ITS と名付けられた(13条第2項)。これは2011年より開設されている。

期間は4セメスターで1,800－2,000時間である。特別な場合には6セメスターを上限にできる<sup>51)</sup>。高校卒業資格をもってアクセスできる<sup>52)</sup>。

IFTS と同様に30%以上は現場実習とし、外国でおこなってもよい<sup>53)</sup>。講師の50%以上は5年以上の経験を持つ労働界の者からなる<sup>54)</sup>。取得単位は大学でも通用し<sup>55)</sup>、取得できる職業資格は EQF のレベル 4 に相当する<sup>56)</sup>。

ITS の創設は、IFTS の再編(期間の変更など)とともに2008年1月25日の閣僚評議会議長令により具体的な内容を示され効力をもった。ポスト・セカンドリーナーの職業教育・訓練機関の一体的な改革の一環として生まれたものである。

ITS の動向をみると、2011年度－2012年度の2年コースでは、全体で247コースが実施され、5,000人以上が参加した。825人が職業資格を取得し、そのうち59.5%が職を得たとされる。<sup>57)</sup> ドロップアウト率の高さと雇用確保の成果をあわせて今後の検討を要する。

## おわりに

これまでみたようにイタリアにおける1990年代末以降の職業教育・訓練改革において、1、後期中等教育段階は高校と3つのIFPに多様化し、それらの上に接続する職業教育・訓練機関が創設され、職業能力開発の機会の保障と拡大がすすんでいる。また2、高校・IFPにおける学校・労働乗り入れ制度の創設、義務教育における見習い制度の導入、IFTsとITSにおける現場実習の促進により、労働の場における学びが増大している。こうした動きの推進力として、3-1) 国と州の連携、高校・大学・職業訓練機関・企業の連携がすすみ、学校・訓練機関の枠を超えて職業能力形成をおこなうネットワークが構築されている。それにより、2) 高校・IFPの連結と同等化、IFTs・ITSと大学の連結と同等化、職業資格の一元化がすすみ、そこでは、3) 学校教育と職業訓練の統合が模索されている。

それは、学校教育とそれ以外の教育の仕切りをいったん取り払って、地域の教育・訓練・労働をつなぐ連携により若者の教育を再構築する試みであるといえる。そしてそこでは労働による学びを組み入れた統合的な人間形成のあり方が模索されているといえよう。

今後も権利としての職業能力開発を保障する職業教育・訓練機会の整備と拡大がさらに期待される。しかし雇用状況は悪化しており、教育・訓練機会の保障と拡大がそのまま若者の雇用確保に至るというわけではない。ドロップアウトも深刻である。

検討すべき課題としては、とくに開始まもない統合的IFPにおける教育・訓練の内実を検証することが重要であると考えられる。また3つのIFPは、いざなは高校を含めて統合、一元化にむかう可能性が考えられ、現時点では過渡的なものと捉える視点が必要であろう。職業高校・IFPで取得できる職業資格の擦り合わせという点からみて、また18才までの教養教育と専門教育のあり方という点からみて、IFPはどうあるべきか、どうなっていくのか。イタリアにおける18才までの教育・訓練の権利・義務とそれに接続する教育・訓練機会の動向をさらに注視したい。

## 注

- 1) The Bruges Communiqué on enhanced European cooperation in vocational education and training for the period 2011-2020, p.15. [http://ec.europa.eu/education/policy/vocational-policy/doc/brugescom\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/education/policy/vocational-policy/doc/brugescom_en.pdf) 2014年9月15日閲

## イタリア職業教育・訓練の改革動向と課題

覧。

- 2) ISTAT の統計より。<http://www.istat.it/it/archivio/130452> 2014年9月2日閲覧。
- 3) EUROSTAT の統計より。[http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/employment\\_unemployment\\_lfs/data/main\\_tables](http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/employment_unemployment_lfs/data/main_tables) 2014年9月2日閲覧。
- 4) [http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/employment\\_unemployment\\_lfs/data/main\\_tables](http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/employment_unemployment_lfs/data/main_tables) 2014年9月2日閲覧。
- 5) [http://ec.europa.eu/europe2020/europe-2020-in-a-nutshell/targets/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/europe2020/europe-2020-in-a-nutshell/targets/index_en.htm) 2014年9月14日閲覧。
- 6) 後に述べるように2010年度以降の高校はリチェオ、技術高校、職業高校に区分される。
- 7) 佐藤一子『イタリア学習社会の歴史像－社会連帯にねざす生涯学習の協働』(東京大学出版会、2010年)は、1990年代から2000年代にかけての職業教育・訓練改革の動向とそれらの歴史的背景と経緯、事例の紹介・考察をおこなっており参考になる。
- 8) Legge 27 dicembre 2006, n. 296, articolo 1, comma 622.
- 9) イタリアの小学校は5年制、中学校は3年制であるので、6才で小学校に入学し留年しなければ中学校卒業時14才である。
- 10) 2003年6月19日に開催された公教育・大学・研究省、労働・社会政策省、各州、トレント自治県、ボルツァーノ自治県、各県・市町村、その他の連合組織による会議における合意により実現したもので、本格実施まで実験的におこなわれる。
- 11) Decreto ministeriale 22 agosto 2007, n.139, art.1, com.2.
- 12) Decreto legislativo 14 settembre 2011, n.167, art.3, com.1.
- 13) 各州により状況は異なる。国家予算、ヨーロッパ社会基金の流入もある。CNOSFAP,Istruzione e formazione professionale (IeFP) nelle regioni.una mappa da aggiornare (sede nazionale e delegazioni regionali). Bozza aggiornata 10 gennaio 2014. <http://www.cnos-fap.it/sites/default/files/newsletter/2014/March/Bozza%20a1%202010-01-2014%20Ricerca%20costi.pdf> 2014年8月14日閲覧。
- 14) MIUR, Guida alla nuova scuola secondaria superiore,p.47. MIURは公教育・大学・研究省の略称。<http://hubmiur.pubblica.istruzione.it/getOM?idfileentry=217468> 2014年9月4日閲覧。
- 15) *ivi*, p.95.

- 16) Decreto del presidente della repubblica 15 marzo 2010, n. 87, art.2, com.3による。これは 2007年4月2日法律第40号第13条第1項の5により IFPとの組織的連結が定められたのをうけたもの。
- 17) Istituti professionali, Linee guida per il passaggio al nuovo ordinamento. [http://www.indire.it/lucabas/lkmw\\_file/nuovi\\_professionali//linee\\_guida/\\_LINEE%20GUIDA%20ISTITUTI%20%20PROFESSIONALI\\_.pdf](http://www.indire.it/lucabas/lkmw_file/nuovi_professionali//linee_guida/_LINEE%20GUIDA%20ISTITUTI%20%20PROFESSIONALI_.pdf) 2014年9月6日閲覧。技術高校は後者の目的で3、4年生が30%、5年生が35%となっている。またいすれの高校もここであげた以外の授業時間の裁量が認められている。Istituti tecnici, Linee guida per il passaggio al nuovo ordinamento. [http://www.indire.it/lucabas/lkmw\\_file/nuovi\\_tecnici//INDIC/\\_LINEE\\_GUIDA\\_TECHNICI\\_.pdf](http://www.indire.it/lucabas/lkmw_file/nuovi_tecnici//INDIC/_LINEE_GUIDA_TECHNICI_.pdf) 2014年9月6日閲覧。
- 18) INDIRE, Alternanza scuola-lavoro. Binomio possibile? Monitoraggio 2013-Sintesi, p.6. [http://banner.orizzontescuola.it/rapporto\\_sintesi\\_moni\\_%20alternanza\\_az.pdf](http://banner.orizzontescuola.it/rapporto_sintesi_moni_%20alternanza_az.pdf) 2014年9月11日閲覧。
- 19) ivi, p.10.
- 20) ivi, p.12.
- 21) MIUR. Servizio statistico, Focus “Le iscrizioni al primo anno delle scuole primarie, secondarie di primo e secondo grado del sistema educativo di istruzione e formazione” Anno Scolastico 2014/2015 (aprile 2014), p.8. [http://www.istruzione.it/allegati/2014/focus\\_iscrizioni\\_as\\_2014\\_2015.pdf](http://www.istruzione.it/allegati/2014/focus_iscrizioni_as_2014_2015.pdf) 2014年9月7日閲覧。
- 22) ivi, p.9.
- 23) MIUR, La nuova istruzione tecnica e professionale, Una scelta che mira in alto, 2011. [http://www.indire.it/lucabas/lkmw\\_file/nuovi\\_tecnici//orientam\\_tec\\_prof\\_2011.pdf](http://www.indire.it/lucabas/lkmw_file/nuovi_tecnici//orientam_tec_prof_2011.pdf) 2014年9月6日閲覧。
- 24) ivi, p.3.
- 25) ivi, pp.4-5.
- 26) ivi, p.7.
- 27) 2012年10月29日に同高校から入手した内部資料による。この高校訪問調査は平成23-26年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究B）（研究代表者：佐々木英一氏）により実現した。ルイージ・ガルバーニ技術高校も同様である。ここに記して謝意を表する。
- 28) 2012年10月31日の校長アンドレア・ガッティ氏と事務職員からの聞き取りによる。

## イタリア職業教育・訓練の改革動向と課題

- 29) Dario Nicoli, *Istruzione e formazione tecnica e professionale in Italia. Il valore educativo e culturale del lavoro*, Libreria Ateneo Salesiano, Roma, 2011, p.30. 数字は公教育省2008年公表の統計がもととされている。
- 30) 2012年10月31日の校長アンドレア・ガッティ氏と事務職員からの聞き取りによる。
- 31) Tuttoscuola, Dispersione nella scuola secondaria superiore statale, Roma, giugno 2014, pp.39-40. Tuttoscuola が公教育・大学・研究省のデータより作成。公的なデータとしては国立高校のものしか存在せず (p.7)、学年を追って国立高校のドロップアウトの状況を示す数値が算出されるのはこれが初めてとされる (p.8)。留年した者が含まれているため、在籍者数の比率の差がそのままドロップアウト率とはいえないもののドロップアウトの状況を知る手がかりになる。[http://www.tuttoscuola.com/public/uploads/000/Tuttoscuola-Dossier-Dispersione\\_11\\_6\\_14.pdf](http://www.tuttoscuola.com/public/uploads/000/Tuttoscuola-Dossier-Dispersione_11_6_14.pdf) 2014年9月8日閲覧。
- 32) ibidem.
- 33) Linee guida allegato all' Intesa in sede di Conferenza unificata, 16 dicembre 2010. Capo II , 2.
- 34) Linee guida, pre messa.
- 35) 当初はいずれも21種であった (Accordo in Conferenza stato regioni del 29 aprile 2010) が、その後の変更を経てこのようになった (Accordo in Conferenza stato regioni del 15 marzo 2012.)。
- 36) Linee guida, Capo I , b.
- 37) ivi, Capo I , c.
- 38) ivi, Capo I , e.
- 39) ミラノの高校案内等。
- 40) MIUR, Istruzione e formazione professionale 2010/11-2011/12 – Focus sui dati. (dicembre 2012) <http://hubmiur.pubblica.istruzione.it/web/istruzione/dg-ifts/area-iefp> 2014年9月6日閲覧。このアドレスにある添付のフォルダーに職業教育・訓練サービスの全国会議（2012年12月8日、公教育・大学・研究省の主催によりローマで開催された）の報告資料とともに収められている。
- 41) Decreto interministeriale 31 ottobre 2000, n.436, art.4, com.2, a.
- 42) 2008年1月25日の閣僚評議会議長令第9条第1項のaにより変更され、2013年2月7日公教育・大学・研究省と労働・社会政策省の共同省令により実施された。

- 43) Decreto interministrale 2000, n.436, art.4, com.2, a.
- 44) D.I.2000, n.436, art.4, com.2, e.
- 45) D.I.2000, n.436, art.6, com.3.
- 46) Decreto del presidente del consiglio dei ministri 25 gennaio 2008, art.4, com.2, h.
- 47) ISFOL, La formazione tecnica per il lavoro. Come cambia e quanto è efficace, 14 aprile2014. <http://www.isfol.it/Isfol-appunti/archivio-isfol-appunti/14-aprile-2014-la-formazione-tecnica-per-il-lavoro-come-cambia-e-quanto-e-efficace> 2014年9月9日閲覧。
- 48) ivi, p.2.
- 49) ivi, p.3.
- 50) ivi, p.4.
- 51) Decreto del presidente del consiglio dei ministri 25 gennaio 2008, art.7, com.2.
- 52) DPCM2008, art.7, com.3.
- 53) Decreto interministrale 2000, n. 436, art.4, com.2.a.
- 54) D.I.2000, n.436, art.4, com.2.e.
- 55) D.I.2000, n.436, art.6, com.3.
- 56) Decreto del presidente del consiglio dei ministri 25 gennaio 2008, art. 4, com. 2, h.
- 57) EU2020に提出されたイタリアのナショナル・ドキュメント。経済・財務省が作成し、2014年4月8日の閣僚評議会において決議されたもの。P. 151. 公教育・大学・研究省のデータをもとにしているとされる。[http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/csr2014/nrpp22014\\_italy\\_it.pdf](http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/csr2014/nrpp22014_italy_it.pdf) 2014年9月12日閲覧。

# The Reform Trend and the Problems of Vocational Education and Training in Italy

NAKAJIMA Saeko

The purpose of this paper is to clarify the meaning of the recent reform of the vocational education and training system in Italy, focusing on the professional high school and the vocational education and training course at the secondary level and on the systems that connect to them, and to present problems, from the view of Japanese lifelong integrated learning.

In recent Italy, compulsory education was extended from 8 years to 10 years, in other words till 16 years old, in compulsory education or training till 18 years old. Compulsory education includes the apprenticeship system and the course of vocational education and training. Also all types of high school have become equivalent.

With these reforms, the courses of vocational education and training were established in and out of the professional high school curriculum.

Besides connecting to these courses at the secondary level, the system of "higher technical education and training" (istruzione e formazione tecnica superiore, IFTS) was reorganized and the "higher technical institute" (istituto tecnico superiore, ITS) was established.

Higher technical institutes are "poly technic professional" (poli tecnico professionale) which are managed by the network of technical high schools, professional high schools, universities, professional training centers and enterprises.

This reform means an attempt of reconstruction of younger people's education by the network of education-training-work beyond school and extra-school, and also an attempt at building human-integrated education including work-based learning.